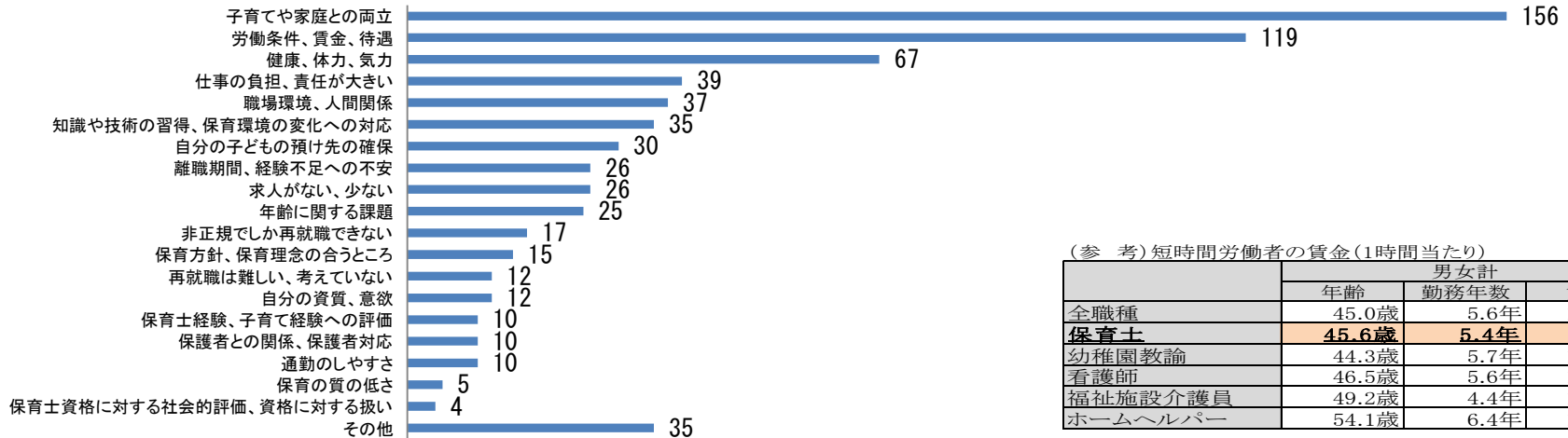


「短時間正社員制度」を活用した保育士の再就職促進について

- 保育士の再就職に当たっては、以下の点がハードルとなっており、特に、「子育てや家庭との両立」がその原因として最も多い。

保育士の仕事に再就職する際に課題となっている(なった)こと(n=690)



(参考)短時間労働者の賃金(1時間当たり)

	男女計		賃金
	年齢	勤務年数	
全職種	45.0歳	5.6年	1,041円
保育士	45.6歳	5.4年	980円
幼稚園教諭	44.3歳	5.7年	1,046円
看護師	46.5歳	5.6年	1,621円
福祉施設介護員	49.2歳	4.4年	1,043円
ホームヘルパー	54.1歳	6.4年	1,339円

出典：平成21年度保育士の需給状況等に関する調査研究(厚生労働省委託調査研究)

- より多くの保育士に復帰していただくためには、賃金などの処遇改善だけではなく、短時間勤務など多様な働き方を進めていくことが重要。
- 厚生労働省においては、短時間での勤務であっても正社員として活躍していただくための仕組みとして、「**短時間正社員制度**」の導入を積極的に支援しており、保育所等がこの制度を活用することで、より多くの保育士の再就職を促進することが期待できる。

【短時間正社員制度】

育児・介護等と仕事を両立したい社員、決まった日時だけ働きたい入職者、定年後も働き続けたい高齢者、キャリアアップを目指すパートタイム労働者等、様々な人材に、勤務時間や勤務日数をフルタイム正社員よりも短くしながら活躍してもらうための仕組み。

○詳しくは、

「短時間正社員制度導入支援ナビ」 (<http://part-taniikan.mhlw.go.jp/navi/>)



短時間正社員とは

- 短時間正社員とは、他の正規型のフルタイムの労働者(※)と比較し、その**所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者**であって、次のいずれにも該当する者である。
 - ① **期間の定めのない労働契約を締結している者**
 - ② **時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等**が同一事業所に雇用される**同種のフルタイムの正規型の労働者と同等**である者

※正規型のフルタイムの労働者:1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本とする、正規型の労働者
※企業内において、このような働き方を就業規則等に制度化することを指して、「短時間正社員制度」と呼んでいる。

○ 制度導入の目標値

仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成22年6月29日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）
短時間勤務制度を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) 2020年までに29%

※平成26年10月1日現在で短時間正社員制度がある事業所の割合 14.8%（平成26年度雇用均等基本調査）

注目されている理由

- 就業意識の多様化がみられる中、フルタイム勤務一辺倒の働き方ではなく、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現
- 育児や介護をはじめ様々な事由によって就業時間に制約がある人たちに就業の継続と就業の機会を与えることができる。
- 社員が定着しない、人材不足などで困っているという企業の課題解決の一方策
- 優秀な人材の確保・有効活用を図る上で、大きな効果が期待

導入・定着支援策

短時間正社員制度の導入・定着に取り組む事業主に対し、次の支援を実施している。

- キャリアアップ助成金の活用
- 「パート労働ポータルサイト」による情報提供
→ <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>
- 短時間正社員制度導入マニュアルの配布